資料１

# 東浦町地域防災計画の修正要旨

## １　市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第２条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされている。

## ２　主な修正事項

### （１）新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

国における新たな防災気象情報の運用開始（令和８年５月 29 日）に伴い、防災気象情報の発表に伴う災害対応の運用や伝達する情報の名称、表記方法等を修正する。

＜参考＞

| | 新たな防災気象情報 | | | | 参考 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 河川氾濫 | 大雨 | 土砂災害 | 高潮 | 市町村からの避難の呼びかけの種類 | 住民がとるべき行動 |
| | １級河川などの大河川の氾濫 | 低地の浸水や大河川以外の氾濫 | 急傾斜地のがけ崩れや土石流 | 海水面の上昇や波の打ち上げによる浸水 | | |
| 警戒レベル５相当 | レベル５ 氾濫特別警報 | レベル５ 大雨特別警報 | レベル５ 土砂災害特別警報 | レベル５ 高潮特別警報 | 緊急安全確保 | 命の危険。直ちに安全確保 |
| 警戒レベル４相当 | レベル４ 氾濫危険警報 | レベル４ 大雨危険警報 | レベル４ 土砂災害危険警報 | レベル４ 高潮危険警報 | 避難指示 | 危険な場所から全員避難 |
| 警戒レベル３相当 | レベル３ 氾濫警報 | レベル３ 大雨警報 | レベル３ 土砂災害警報 | レベル３ 高潮警報 | 高齢者等避難 | 危険な場所から高齢者等は避難 |
| 警戒レベル２ | レベル２ 氾濫注意報 | レベル２ 大雨注意報 | レベル２ 土砂災害注意報 | レベル２ 高潮注意報 | | 自らの避難行動を確認する |
| 警戒レベル１ | 早期注意情報 | | | | | 災害への心構えを高める |

### （２）非常配備体制に係る修正

新たな防災気象情報の運用開始、2024 年８月南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応、及び近年の地震災害における震度と被害状況等を踏まえ、災害対策本部の設置基準及び非常配備体制の配備基準について修正する。

### （３）国による道路啓開の代行

改正道路法及び中部道路啓開計画に基づき、同計画で設定された国道、県道又は市町村道について、災害時に、中部地方整備局が本来の道路管理者に代わって道路啓開を実施することなどを追記する。

## ３　その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。